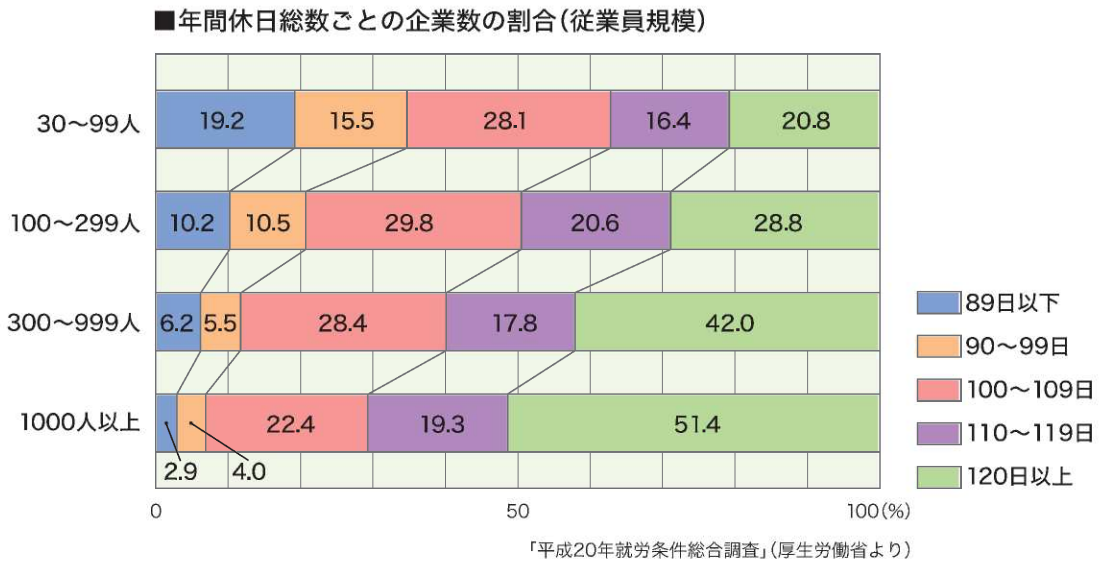


年間休日総数89日以下の割合は 大企業<中小企業。その差は7倍弱

NUMBER



今回は厚生労働省「平成20年就労条件総合調査」から「年間休日総数ごとの企業数の割合(従業員規模別)」を紹介します。

結果はグラフの通り。年間休日総数120日以上の割合は、従業員1000人以上と従業員30~99人とでは2.5倍近く差が開きました。

一方、年間休日総数89日以下の割合は、従業員1000人以上と従業員30~99人とでは6.6倍もの差。年間休日総数89日以下ということは、実際は夏季休暇や年末年始休暇を除くと、ほとんど週休1日状態に相当します。

なお、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると、2007年の月当たり労働時間は、大企業が175.3時間に対して中小企業は184.3時間。中小企業は人数が少ない分、人材の替えが効かず、一人当たりの業務負担が大きいことがうかがえます。